

第2回

行政区のあり方調査検討特別委員会会議録

- 1 日 時 令和2年2月13日
開会 10時00分 閉会 11時09分
- 2 場 所 幕別町役場3階会議室
- 3 出席者 委員長 中橋友子
石川康弘 小田新紀 内山美穂子 藤谷謹至 小島智恵 若山和幸
岡本眞利子 荒貴賀 酒井はやみ 野原恵子 田口廣之 谷口和弥
芳滝仁 千葉幹雄 小川純文 藤原孟 東口隆弘
議長 寺林俊幸
- 4 傍聴者 4名
- 5 説明員 住民福祉部長 合田利信 住民生活課長 佐藤勝博
住民活動支援係長 平井幸彦
- 6 職務のため出席した議会事務局職員
事務局長 細澤正典 係長 遠藤寛士
- 7 審査事件 1 行政区の状況について
(加入率、役員、報酬、運営費等)
2 検討スケジュールについて
3 その他
- 8 議事概要 別紙のとおり

行政区のあり方調査検討特別委員会委員長 中橋友子

◇ 内容

(開会 10:00)

○委員長（中橋友子） ただ今から第2回の行政区のあり方調査検討特別委員会を開催いたします。

本日の会議の内容につきましては、お手元に配布させていただいているレジュメのとおりです。はじめに行政区の状況につきまして、理事者より説明をいただきたいと思えます。担当課よろしく願いいたします。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 最初に本日の説明員を紹介いたします。

私、住民福祉部長の合田です。どうぞよろしく願いいたします。

○住民生活課長（佐藤勝博） 住民生活課長の佐藤と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○住民活動支援係長（平井幸彦） 同じく、住民生活課住民活動支援係長の平井と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（中橋友子） それではよろしく願いいたします。

住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤勝博） それでは、私の方からレジュメの1、行政区の状況について説明をさせていただきます。本日、配布させていただいております資料、1ページから6ページまでございますが、まずは1ページから5ページになりますので、最初に1ページをご覧いただきたいと思えます。着座にて説明をさせていただきます。

まず、行政区の状況について、ご説明をさせていただく中において、基本的なことにはなりますが、まず行政区とは、それから町内会とは、とちよつと定義的なものになりますけれども、基本的なことになりますので、説明をさせていただきますと思えます。

まず、行政区につきましては、町行政の民主的かつ効率的な運営を図るため、幕別町行政区設置条例を制定し、設けました町域の区域割、いわゆるエリアであり、区域内の住民全てが属するものと、これが、まず行政区でございます。

一方、町内会につきましては自治会、いろんな呼称はございますが、町内会とはこういった行政区内に居住されている住民の方々のいわゆる自治組織であり、そういった活動に賛同される住民の方々が会費を負担し、様々なコミュニティ活動を行う任意の組織であります。これがいわゆる町内会、自治会と言われるものでございます。

これらをまず踏まえまして、1点目（1）、加入率なのですが、あくまで、町内会の加入率の推移ということで記載をさせていただいております。各年度、4月1日現在で、直近5年間の推移を記載しております。上段に記載しておりますのは、住民基本台帳による世帯数と各公区長様からご報告いただいております町内会への加入世帯数による算定に基づく数値でございます。平成27年度で申し上げますと、加入率が76.7%から直近、令和元年で申し上げますと、72.1%。推移を見ていただくとわかるのですが、年々約1ポイント程度減少している状況でございます。下段に記載しておりますのが、いわゆる公区長様が地域内の実態確認を行った上でご報告をいただいた、把握をされた世帯数と、町内会の加入世帯に基づく算定でございます。この算定でいきますと平成27年度では84.7%、直近の令和元年で申し上げますと80.3%と。こちらも約1ポイント程度年々、

減少しているところでございます。

次に2ページをご覧くださいと思います。(2) 公区長報酬および公区運営費交付金についてでございます。最初に公区長報酬につきましては、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例に基づきまして、公区長報酬を支給しているところでございます。支給基準につきましては、均等割、戸数割がございしますが、均等割として1行政区当たり年額25,000円と、戸数割といたしまして、1戸当たり800円。これらを基準といたしまして、直近5年間の支給実績を記載しておりますが、約5年間見ていただいても、年間1,100万円程度の報酬額となっております。のちほど、ちょっと触れさせていただきますが、この報酬額、今、113行政区ございますが、報酬額の中で申し上げますと、最も低い金額で28,200円、最も高い金額で言いますと、308,200円と。いわゆる、行政区内の戸数割によって、この金額の差が生まれているところでございます。

次に、公区運営費交付金についてでございます。行政区内の円滑な運営を推進するため、行政区設置条例施行規則に基づきまして、公区運営費交付金を交付しているところでございます。同じく交付基準につきましては、均等割、戸数割でございますが、均等割については、戸数に応じて金額を設定しております。また、戸数割については、市街部、市街部以外ということで単価差を設定しているところであります。交付実績につきましてもこの5年間、約980万前後、高くてですね、こちら1,000万円までは至らないですが、近い数字で交付をしているところであります。こちら交付額で申し上げますと最も低い額で51,600円、最も高い額でいうと170,800円という状況でございます。

続いて、3ページ、A3の用紙になりますので、開いていただいて、ご覧をいただきたいと思います。こちらの方は、今現在、113行政区ございますが、その行政区ごとの公区長の氏名、それから行政区ごとでの町内会の加入率、さらには公区長の報酬、公区運営費交付金の交付額を記載しております。本年1月末現在の数値ということで記載をしておりますが、ちょっと見方としてですね、例えば、番号1番に記載しております、本町1行政区の行を見ていただきたいと思います。町内会加入率のところ申し上げますと、住民基本台帳上、39世帯ありますと、そのうち、実際に公区長が各地域を確認する中で把握されている数字っていうのが④番のところになります。公区長報告世帯数ということで39世帯の住基上の世帯がありますが、実際に地域を回ったなかで把握されたのが、34世帯であります。そして、そのうち実際に町内会に加入されている世帯は24世帯、②番の数字になります。ただし、実際に広報を配布している世帯は⑥番になりますけれども、34世帯に広報を配布していますと。いわゆる町内会には加入されていなくても、広報を配布してほしいという方については、町内会に加入している、していないに関わらず、配布をしていると。これらの公区長報酬、あるいは公区運営費交付金の戸数割の算定に当たっては、このいわゆる⑥番のですね、実際に広報を配布している世帯数を積算の基礎としております。この表の見方としては、そういう見方になります。

町内会の加入率、行政区ごとを見ていただくとやはり一定の高い低いというのが、各行政区によって数字は表れているところでございますが、最終的に5ページの一番下段に合計というかたちで、令和元年4月1日で申し上げますと、住基に対する町内会の加入世帯の加入率が72.1%、それから実際、公区長が把握した世帯数を分母にしますと80.3%。これが、先ほど冒頭で申し上げました、1ページの表と数値が一致するという

ようなかたちになっております。同様に公区長報酬、あるいは公区運営費交付金の実績につきましても令和元年度の部分では、トータルの支給額が先ほどの数値と一致するというかたちになっております。

それから、行政区の状況の中で、役員という説明も求められているのですが、ちょっと現状の中で、各行政区の公区長はお示ししたとおりなのですが、行政区内の町内会の役員ですとか、そういったものについては各町内会によってもまちまちであって、詳細についてはまだ把握できていない部分もございますので、そちらの部分についてはきょう、資料としてはお示しできておりませんので、申し添えます。1点目の説明については以上でございます。

○委員長（中橋友子） それではただ今、説明がありましたけれども、まず、皆さんから質問あるいは意見を出していただきたいと思えます。

内山委員。

○委員（内山美穂子） きょう初めて、この資料見たんですけれども、ぱっと目についたところの質問なんですけれども、一番最後の合計のところ、忠類晩成の公区なんですけれども、3世帯ですよ。3世帯で金額が出ているんですけれども、この3世帯というのは、役員をするにしても3世帯なので、公区長というのは変わっていったものなのではないでしょうか。運営できているのかという意味で説明よろしいですか。

○委員長（中橋友子） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤勝博） 合併前から晩成地区については世帯が多くないという状況で、実際、運営を含めて活動ができてますかということでは、小規模なりに活動はなさっておられるというふうには聞いておりますけれども、いかんせん、こういった数少ない状況にありますので、その活動と言っても極めて大きな活動ということにはなっていないようでございます。役員についても基本的には動いているとは思っておりますけれども、近年の直近の情報としてはないんですけれども、今は一定のお一人の方が公区長を担っていただいて、どういう順番とかっていう具体的にそこまでは把握はできていない状況です。こういったことも含めてですね、各行政区内、特にのちほどちょっとご説明させていただきますけれども、公区長さんの具体的な活動ですとか、あるいは行政区内の町内会の活動ですとか、そういった詳細な部分のですね、ところが見えていないところがやっぱり往々にございまして、そういった部分をきちんと把握したいということで、このちですね、実態把握をおこなっていきたくて考えておりますので、今申し上げたこういった地区についてもそれぞれの地区での活動の状況をしっかりと把握していきたくて考えております。

○委員長（中橋友子） これから実態を把握する予定だということ。ほかの皆さん、いかがでしょうか。

東口委員。

○委員（東口隆弘） 住基世帯数と公区長報告世帯数に差があります。これはどのようなものと分析されているかお聞かせください。

○住民生活課長（佐藤勝博） 加入率の算定に当たってですけれども、例えば、令和元年の状況で申し上げますと住民基本台帳上の世帯数が12,415世帯、そして、実際に公区長が把握された、報告された世帯数というのが11,141世帯。いわゆる、その差というのは

1,274世帯ございます。実際、その要因についてですけれども、公区長さんが地域内の実態を確認する中で、要因としてですね、大きいのが、住民基本台帳上では2世帯というふうになっているんですけれども、実際に一軒家でそこを一つの家として、一世帯とカウントすると。これが非常に大きいですね、いわゆる2世帯住宅っていうのが約1,200世帯ございます。これが全てではございませんが、まずこの要因が一番大きいということと、さらにはですね、いわゆる特別養護老人ホームですとか、あるいは介護、障がい者の施設入所者がいらっしやって、実際に家に行ってもそういった施設入所されている状況の中で確認ができない。いわゆる、不在だという状況が、あるいは単身赴任ですとか、いわゆる長期入院でそういった中で同じく居住実態が確認できないと。こういった要因が、いわゆる先ほど申し上げた約1,200~1,300の住基上の世帯数と、それから公区長が把握した世帯数の相違の要因かというふうに捉えております。

○委員長（中橋友子） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 一つ、補足であります。今、課長が施設入所ということで、特別養護老人ホームという説明をあげましたけれども、特別養護老人ホームは実際住所を移すということが基本となりますので、今言った介護施設というのは、多くは老健。住所を置いたまま、一定の期間を定めて家に帰ることを基本として入所する老健やグループホームもですね、実際、夫婦世帯だったら、ご主人の住所を置いたままグループホームに入所するという、そういった部分が多いということがあるということですね。特別養護老人ホームは、除くということ。

○委員長（中橋友子） よろしいでしょうか。

東口委員。

○委員（東口隆弘） 老健にいらっしやる方、町内から町内の施設にいらっしやる、動くっていう方もいらっしやると思うのですよね。もちろん違う町から、いないとは思いますが、そういう方々の把握っていうのは、その施設がある公区長さんが把握をしているということでしょうか。つまり、例えば、広報。全て広報に載ってくるわけですが、お知らせと、施設に入られるから、なかなか参加は難しいとは思いますが、一住民としてお知らせをしているのかどうか。その辺もお伺いしたいと思います。

○委員長（中橋友子） 施設入所の町民の方への対応ですね。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 全ての施設を把握しているわけではございませんが、グループホームによってはですね、その地域の住民として一緒に町内会活動、例えば、野遊会、そういったものにですね、施設としても一緒に参加してもらおう。施設の方に来てもらおう。あとは、防災訓練だとか、そういったことも含めて、施設に入所しておりますけれど、一緒に活動されているといった施設もあるというふうには聞いております。広報についてはそこまで把握できていないんですけれども。地域に住んでいる、施設に入っている方が、地域の人と一緒に活動されるということは、実際にお聞きしている状況にあります。

○委員長（中橋友子） お知らせ、広報は届いていないんですね。

○住民福祉部長（合田利信） そこはちょっと確認できていないですね。確認させていた

だきたい。

○委員長（中橋友子） わかりました。お知らせの方は今後、確認をさせていただきますということです。

芳滝委員。

○委員（芳滝仁） 一般質問をさせていただいて、そのときも広報の配布は 800 されていないということで、質問をさせてもらって、今回、聞き直しましたら 799 ですから、変わらない状態です。最初に行政区と町内会の説明があって、行政区の区長は、その地域の区長だと、基本的にはその規則の中でね、町の事務を所管することになっている。その中の一つに広報の配布がある。基本的には町内会に入ってように入ってまいと広報を配っていただくのが、今までの公区長の仕事だったと思うんですけども、そういう現状が去年から変わってないんですよ。その辺のことについて、どういう認識をお持ちなのか。これからね、3年間かかって議会も一緒にやっていくということですけども、現況、どのような考えでいらっしゃるのか。その辺も一つ、お伺いをしたいと。

○委員長（中橋友子） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤勝博） 前のご質問をいただいたときも世帯数でいうと 799 世帯に広報が未配布だということで、この時にもお答えしている中では、実際に公区長さんが地域の中で極力その、当然、町内会加入の有無に関わらず、全世帯に対して広報をやはり配布をしていただきたいという思いは変わらないです。公区長さんも実際に地域を周った中で、個別にですね、確認をしていただいている中で。どうしてもなかには、今ホームページでも広報を確認できます。あるいは携帯、スマホですとか、いろんな情報が得られる媒体も増えているというところ、それだけではございませんが、なかには広報紙の配布を希望しない、いらないよということでお断りをされることも多いというふうにお聞きして、この 799 の全てがそうなのかと言われると一概にそうとは言いきれませんが、そういった要因で配布に至らないということが現状として捉えているところでありまして。引き続き、あくまで広報、町の大切な情報ですから、一人ひとり、一世帯、一世帯にですね、全戸に配られる、そういった取組になるようお願いはしていきたいと思っておりますけれども、現実の中では、お断りをされるということにあるという実情に変わりはないということになります。

○委員長（中橋友子） 芳滝委員。

○委員（芳滝仁） 現状の把握ができていないと。公区長さんが変わられるときに、前の公区長さんが、町内会に入っていないから配らないんだと。町内会に入っていないと配らないと。配らないのを除いた数の配っている分だけ、公区長報酬をいただいているのだと。そういったかたちで申し送りされている。その各町内会で、若い世帯がいるところは、お金がかかるものだから、盛んに町内会活動をしているところは皆入るけれども、町内会の何の活動もない、入っても仕方ないじゃないかということで入らないところが多い。そういう、その現状があるのでね、その辺も確認をして、今後、取り組んでいただきたいなというふうに思います。それは、これからやっていくことだからね、その辺の嫌だって、入れてくれるなっていうのは少ないとは考えています。その辺は、きちっと把握していただきたいなと思います。もう一つ、ちょっと今のところから外れるかもわからないのですけども、先ほどの確認は、前もって相談はしたんですけどもね、

局長に相談したんですけれども。4月からね、新しい条例が決定になって、運用されます。それを運用されることについて、様々な公区長さんから不安の声が寄せられている。一つは代表者を公区長というけれども、町の事務を依頼する、委嘱するのではない、依頼するっていう新しい条例の内容なんです。依頼を断ったらどうするのか。もう一つは、この規則は生きるわけですね。設置条例の規則は生きるわけで。このところに行政区の運営に関する事、町政の周知に関する事、町政の事業等の連絡調整に関する事。町の広報紙その他文書の配布に関する事。町長から依頼された調査等に関する事。町長が招集する会議等に参加すること。前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事務に関する事、これが代表者の事務としてね、そのままこのとおり条例が生きるんですね。生きるのであれば、例えば、広報紙について、代表者ですから、会議には出ないといけないですし、公区の運営に関する事はしなければいけないし、町から来た情報について、連絡しないといけないわけです。それは代表者だから。でも、広報紙はとてもその役員もいないし、あと高齢化しているし、そのことは、私どもではできないんだというような、依頼についてね、その事務だけお断りをする。そういう場合にどのように運用されるのか。5月には公区長会議があるわけですから、その辺の整理と、あと、行政区運営費について、公区に、公区運営費のね、行政区運営費というはこれは公区長報酬のことだと思うんです。その二つ収まっているものだから、それについて、今までの公区長報酬の分と、公区運営費の分とまとめて、その公区に入れるのか。別々にもしますよっていうんだしたら、それが代表者の方の考えによってそれが変わるのか。そしたら、今まではね、その報酬ですから、源泉されて入れている。そしたら、その直接代表者の通帳に入れるのであればね、これは申告しないといけないと思うんですね。説明では何円以上から申告しなくていいと、収入になるわけだから。その辺の整理について、どのようにこれから、運用するわけですから。私たちも議決したわけだから、運用するについて、そういう不安を覚えているのでね、そういうことについて、どのように考えているのか。公区長会議までにどのような整理をされるのかね。その辺のことをちょっとお伺いしたい。

○委員長（中橋友子） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤勝博） それでは3点、大きく3点の質問をいただきました。まず1点目、4月から条例改正に伴いまして、公区長、地域の代表者を公区長というかたちで、引き続き、その公区長さんに対して、町の広報紙の配布を含めた依頼をさせていただくということでございます。依頼ですから、当然、相手方によっては、この業務は担えないというケースはあり得るのかもしれませんが、町としては地域内の代表者の方に依頼をしていくというスタンスに変わりはないです。どうしても引き受けられないとなったときに、地域内の方で代わりに配布を担っていただける方がいないのかとそういったことも含めて、当然、ご相談があればそれに対して一緒に考えていきたい。その中で解決に至ればいいですけれども、それでも担えないということになったときには十分考えていかなければならない。これは、あくまで町の担う役割という前提に立った上で、ただ、その地域の代表者の方にお問い合わせはした中で、なんとか解決の道を見出していきたいというのが、基本的な考えでございます。現段階では、ちょっとそこまでしか申し上げられないと。ご理解いただきたいと思います。

それから、4月から行政区運営費交付金というかたちに名称をさせていただいておりますけれども、おっしゃっていただいたとおり、行政区運営費交付金については、今までのいわゆる運営費に対する交付金と4月からはこれまでの公区長報酬相当、いわゆる公区長が地域内で活動する中で担っていただく役割に対して、交付金というかたちで交付をさせていただきます。実際の広報については、行政区運営費交付金という中で運営費と公区長の活動分という内訳の中で、それぞれ別々に支給時期もちょっと変わるものですから、それぞれ各公区長さんの方からご指定をいただき、口座、振込先を指定していただいた中で支出をさせていただきたいと考えております。ですので、中には引き続き、報酬と同じように個人の口座にというご指定もあろうかと思いますが、そういったご指定をいただいた時には個人の口座へ支出をさせていただきたいと考えております。

その次の3点目の実際に交付金というかたちで個人に支出をさせていただく中では、交付金というと税の方の部分でいうと申告の対象にはならないですが、実際にその交付金と言いつつもその性質を考えたときには報酬、給与的なものだというふうになればですね、当然申告の対象になるということで、こちらのほうも今の時点ではお答え、はっきりと言えない部分があるのですが、税の取り扱い含めてですね、その部分は明確にした中で、公区長さんの方にはですね、対応の方についてはきちんと周知をしてまいりたいと考えております。以上です。

○委員長（中橋友子） 芳滝委員。

○委員（芳滝仁） 個人の口座に入ればね、当然その人の収入になるわけですから、公区の通帳に入れば、それまた違うんでしょうけれども、扱いとしてね、違うんだろけれども。個人の通帳に入ればそれは収入になるわけですから、非常にね、その辺はよく説明をね、説明していただきたいなとみんな心配していらっしゃいますから。

もう一つ目は、町の事務をされるから、公区長報酬がでるのであって、広報を配らないということになったときに、公区で誰も配らないというふうになったときに、町でお願いしようとなったときに、そしたらその報酬は入れないのか。そしたら、その広報を配るだけが公区長の仕事なのか。たくさんあるわけですから、代表者はね、広報を配るだけが仕事じゃないわけですから。その辺の、ほかのことは皆、ちゃんとやるけれども広報は配らないと、町の方でお願いしますと言ったときにその報酬額はどうかね、音更の方ではね、事業によって交付額を決めてやっていますよと。うちの町内会はこれとこれとこれとやるから、これだけ出しますよと。うちは広報もみんな配るからそしたら、それだけ出しますよってかたちでされています。その辺の、これからね、整理をしていただかないと、4月から運用されるわけですから、非常にあいまいなかたちで運用をされるということだと困るのでね。その辺は、心配しながら、前向きに考えるとおっしゃったのでね、議会としても全会一致で決めたわけですから、そういうことで、その辺のことを4月までにきちっと運用について、検討いただきたいなということをおし上げておきます。それで結構です。

○委員長（中橋友子） わかりました。それではぜひ検討していただくようお願いいたします。

ほかにございせんか。

若山委員。

- 委員（若山和幸） 今の芳滝議員に関連するんでありますけれども、幕別町内、早いところでは今月末から定期総会が始まる場所もありますし、3月定期総会という場所もあると思うんですが、それに向けたこれまでの説明されたことが、各公区長はちゃんと認識されているのでしょうか。現状。
- 委員長（中橋友子） 住民生活課長。
- 住民生活課長（佐藤勝博） 今回、4月からの改正に向けて、昨年の秋、11月に地区別公区長会議を開催させていただいて、その見直しの方向性について説明させていただいた以後はですね、特別、特段の説明はしていないんですが、当然、いろいろと変わる部分がございますので、先ほどのお金の、交付金というかたちになることでのいろんなご心配も含めて、それは4月になる前にですね、そういった見直しで変わる部分については、きちんと各公区長さんの方にですね、お知らせ、書面では思っておりますけれども、お知らせをしていきたいと思っておりますし、また、このあとの説明にもなるんですが、先ほど申し上げましたように、いろんな地域の実情が見えていない部分がございます。それらをこれから実態調査というかたちで調査させていただく中で、当然、各、個別にですね、お話を聞かなければいけないだとか、あるいは場を設けてになるかどうか別ですけれども、そういった機会も設けていかなければいけないと思っておりますので、いろんな場面を通じてですね、4月から混乱を招かないようなかたちでお知らせをしていきたいと考えております。
- 委員長（中橋友子） 若山委員。
- 委員（若山和幸） 今回の条例改正というか、報酬関係に関しては4月1日からの改正でありますけれども、先ほど私が言ったように各公区の定期総会というのは2月、3月がピークで、今年度の反省と次年度の事業計画というふうに進んでいくわけですけれども、それが4月になってからの説明で十分なのでしょうか。
- 委員長（中橋友子） 住民生活課長。
- 住民生活課長（佐藤勝博） 4月に入ってからということではなくて、今、2月、3月、逆にこの年度中にですね、お知らせをして4月を迎えていただきたいと思っております。各行政区によって、確かに総会の時期、本当にまちまちでございます。だいたい、3月、4月が大半ですが、それ以外の1月ですとか、あるいは夏ですとか、様々でございます。今、2月になってしまいましたので、もしかすると、総会が終わっているところもあるかもしれませんけれども、極力、早期の段階で、4月に入ってからということではなくて、2月、3月、当年度中の際にお示しというか、お知らせをしていきたいと思っております。
- 委員長（中橋友子） 若山委員。
- 委員（若山和幸） わかりました。特に公区長さんの、まあ11月公区長会議があつて、その説明をされたと言われるんですが、どの公区長さんも皆さん十分わかっていないというか聞かれることが私たち多いわけなんですけど、きっとまだまだ把握されていない部分が多いと思っておりますので、今のお話も早急に進めていっていただきたいと思っております。
- 委員長（中橋友子） ほかにございませんか。
石川委員。
- 委員（石川康弘） 公区長報酬と運営費についてお聞きしたいのですが、お聞きしたいというか意見なのですけれども、各公区によって、例えば、公区長報酬をね、その運営

費に組み入れて、その中で公区が事業運営しているっていうところもあったり、公区長報酬については、それぞれが、自分が報酬としていただくところもあるといろいろとバラバラにされているようなのですけれども、今後ね、条例が変わるとしてですね、報酬を例えば公区に、世帯数に応じて、報酬を一括して入れるとしたら、それを公区でどのように使われているのか、きちっとやはり決算書といいますかね、今までたぶん、決算書では確認はしていないんですよね。たぶん、していないと思うんですよね。その使い方に応じて例えば、町で公区に対してアドバイスをするとか、さっき芳滝議員から出ていた広報の配布についてもね、自分たちで交付金を使って運営していけるかどうかってね、公区、公区によって、力加減もありますから、できる、できないはあると思うんですけれども、でもやっぱり全体がやはり同じようなかたちで運営していられるようにどこかでやっぱり指導していくことも必要でしょうし、その運営費が確実に正しく使われているのか、それを確認してね、その上でちゃんと指導していく、そういう面もあるべきかなというふうに思います。そういう意味でお金もね、やはり、どういうふうにするのかということを確認しながらやはり町内の公区をね、指導していく必要があるかなというふうに思います。

○委員長（中橋友子） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤勝博） 石川委員おっしゃるとおりですね、その辺の実態を正直言って、各行政区、各公区長さんの対応として見えていないところなんですね。実際に報酬として個人に今までお支払いをしていた。そして、個人の口座に入ったそのあとのですね、お金の流れ、当然、個人の報酬ですから、報酬として、そのままお使いになる場合もあるかと思えますし、実際にその報酬を受け取ってもその報酬が、行政区内の活動、いわゆる活動に生かされている、それがあの、公区と言いますか会の口座に入ると。総会議案も確認は当然しているのですが、入るものとあるいはいろんな行事だとかに支出をされて、その会にお金として計上されないもの、物として、例えば、そういった活動にあてられているのか、いろんなお金の使われ方と言いますか、使途っていう部分が見えておりません。それについてもこの実態調査の中で、お聞きをというか、確認をしていきたい事項の一つでもございますので、おっしゃっていただいた内容も踏まえてですね、その辺の実態も掴んだ中で、今後のあるべき姿を進めていきたいと考えております。

○委員長（中橋友子） ほかにございませんか。よろしいですね。

（よいの声あり）

○委員長（中橋友子） それでは、質問意見に関わりましては、1について終了したいと思います。

○委員長（中橋友子） 次にレジュメの2番目、今後のスケジュールにつきまして、まずは、理事者の考えていらっしゃるスケジュールについて、ご説明いただきたいと思えます。

住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤勝博） それでは、配布させていただきました資料の6ページをご覧いただきたいと思えます。表題としてですね、当面の検討スケジュール（案）についてということで記載をさせていただいております。基本的に、3年程度をかけて、方向

性を議論していくというところではあるんですが、担当として考えておりますのは、令和2年と3年度、この2年間の中で、当然検討していくための準備、そして、具体的な方向性の検討、協議の期間ということでは、いわゆるこの2年間の中で、いかに多くの町民の方々の思い、声をお聞きした中であるべき今後の方向性を出していけるか、そういった中で、どういった取組が必要かと、できるかということを検討している内容でございます。実際に記載のとおりではございますが、先ほどからお話もありましたとおり、今月、来月この2月、3月にかけてまずはその行政区内における実態調査ということで、各公区長あるいは各町内会での活動状況についてですね、113行政区全て個別に実態調査を実施したいと考えております。実際に調査の内容、項目については記載のとおりではございますが、公区長に限ってはその選任方法、任期、報酬の使途、あるいは広報紙の配布方法。町内会についてはもちろん總會を含めた、規約、活動内容、あるいは当然、今後に向けた課題等ですね、こういったものを確認をしていきたいと。まず、これから、進めなければいけないと考えております。4月、新年度に入ってからになりますけれども、まず、今回、地公法のいわゆる施行後の行政区長の取り扱いなどについてですね、道内市町村の動向についても調査をしていきたいと考えています。さらには、課題を検討していく中で、当然、私ども担当課はもちろんですけれども、いわゆる職員含めて同じ認識の中で考えていなければならないというところで庁内の検討組織という、具体的にまだお示しできるような状況ではございませんが、庁内の中でも若手職員も含めてですね、検討をしていくプロジェクトチームと言いますか、そういった組織の設置も行っていきたいと、あわせて当然、職員研修、いわゆるこの行政区とは、町内会とは、コミュニティのあり方とは、そういったことも含めてですね、職員にも共通認識の中で、この検討を行っていきたいと考えております。6月以降になりますけれども、検討組織ということで、諮問機関、附属機関を設置していきたいと考えております。実際に所掌事項については、地域コミュニティのあり方に関する事、それから住民と行政の協働によるまちづくりの方策に関する事。この2点に主眼を置いた中で、委員構成としてですね、行政区の代表、あるいは町における公共的団体、あるいは関係機関の役員または職員の方、さらには公募による方と、こういった構成の中で、附属機関の設置を考えていきたいと。実際にこの中で考えておりますのは、この3カ年に渡って、令和2年度、3年度、4年度、3カ年に渡って、年3～4回程度の開催の中で様々な現状、紹介を、説明をさせていただいた中で最終的にはあるべき方向性について、答申していただくようなかたちの組織ということで考えております。さらに、住民の方々のご意見をお聞きして、把握するための取組ということで、講演会の開催、町民アンケート、それからワークショップの開催、そして、町内の小中学生などにも意見を募集したり、出前講座や各地域との意見交換会、こういったかたちの中で、少しでも多くの方々のご意見等をお聞きできるような場を設置していきたいと思っております。(6)になりますけれども、随時、随時の情報提供を含めてですね、広報紙、ホームページ、SNSなど使える媒体は有効に活用した中で審議の途中経過も含めてですね、少しでも多くの方、多くの住民の方に今こういった検討をしているんだという、当然、住民の方の機運と言いますか、言葉はあれですけれども、一緒に考えてもらいたい。町民の方として、この課題をですね、一人でも多くの方に興味を持っていただけて考えていただきたいと、そういったことで、こう

いった情報提供も含めてですね、周知をしていきたいというふうに思っております。最後に当然、今、現在、公区長さんというのは地域事情を把握されているかと思しますので、当然、公区長さんのほうにも公区長会議を含めた意見交換会なども設けた中で現状のことをお聞きしていきたいとそういった場も考えているところでもあります。非常にざっくりとした検討スケジュール（案）になってますけれども、担当課としてもですね、検討をしている取組内容について記載をさせていただいておりますけれども、今後、より具体的なスケジュールとしては庁内で調整をした上で改めてお示しをさせていただきたいということと、あわせて関連予算等も含めてですね、議会の方には提案をさせていただくということも、のちのち考えておりますので、含めてご承知をいただきたいと思っております。説明は以上です。

○委員長（中橋友子）　ざっくりしたということではありますが、今後のスケジュールについての説明をいただきました。この件に関しまして、皆さんのご質問等ございますか。

石川委員。

○委員（石川康弘）　意見として申し上げますが、非常に3年というのがちょっと長い気がしますけれども、並行的にいろんな講座等を含め、やっていくことは、3年かかるのかなと思っておりますけれども、もう少し短くできないかなというふうに思います。それと、もう一つはですね、幕別町、いろんな議論の中で、よく他町村だとか道内そういうところをね、視察にお伺いしますけれども、私は、幕別の町に合わせた独自の取組っていうのもあっても良いでしょうし、もう一つ大切なことは、この町内、公区ですね、それぞれ、例えば年齢層だとか、そういったことも含めてですね、町内会、行政区の自立と言いますか、構成によってやれること、やれないことあると思うんですね。そういう、人に例えるならば、個性ですかね、町の個性を生かしながら、町内会を作っていく。町内会を作るのは公区の住民ですから、その辺を大切にしながらやっていただくことがとても必要かなというふうに感じましたので、意見として申し上げます。

○委員長（中橋友子）　住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤勝博）　まず、スケジュールについてですけれども、3年程度ってというのは当然あるんですが、だからと言って3年を必ずかけてご相談したいということではなくて、こういった様々な取組を進める中で、当然、進むべき方向がある程度見えてきたときには少しでも早く、そういった方向にいけるようにというようにということで、少しでも早くっていう思いは、決して3年という前提ではなくてですね、取組の進捗を含めて、ただ焦って、やっぱり先ほども申し上げましたとおり少しでも多くの方、多くの町民の方にも、関心を持っていただいて、みんなで方向性を、大切な課題でございまして、そういった意味での慎重性もあわせてですね、スピード感も当然意識しながら、検討してまいりたいという考えでございまして、その点をご理解いただきたいと思います。各町内会、いわゆるこれは、本当に地域コミュニティですので、当然、活動に賛同される方々で構成される任意の組織でございまして、ですので、それを町の方で活動を妨げるような、そういったことはこれまでもスタンスとして、そういった考えはありません。当然、多くの方々が、地域コミュニティ活動に参加していただけるようになっていう思いは変わりませんので、そちらについても地域、地域の独自性、当然あってよろしいかと思っておりますので、そういったところにいかに支援、応援していけるか

っていうのも町の大切な取組だと思っておりますので、その点も含めて、今後も取り組んでまいりたいと思います。

○委員長（中橋友子） ほかにございませんか。

内山委員。

○委員（内山美穂子） 今のご答弁、理解しました。それでちょっと石川委員が言っているところに上乘せのような内容になるんですけども、やはりこの行政区の問題にしましては、今までずっと問題になってきたんですけども、やはり協働のまちづくりを進める幕別町においては住民自治の本当に根幹になる部分の問題ですので、この中でこれから検討委員会を立ち上げて、やっていくということでしたのですが、公区长だけじゃなくって、ここに公募っていうのもありますけれども、これまで、本当にそういうことに関わっていなかった若い世代の人とか、そういった方も巻き込んでできるようなかたちで進めていっていただきたいなっていうふうに思います。

○委員長（中橋友子） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤勝博） 委員おっしゃるとおりですね、幅広く、本当に年代もそうですけども、いろんな職も含めてですね、いろんな状況の方がいらっしゃいますので、そういう意味で幅広い視点で議論ができるような、そんな委員の構成ができたというふうにこちらも考えているところでございます。少しでもそれに近づけるようなかたちで議論ができるように、組織立ち上げの際は十分、意を用いていきたいと思っております。

○委員長（中橋友子） ほかにございませんか。

谷口委員。

○委員（谷口和弥） スケジュールの中で、2月、3月大がかりな調査をやられるということがね、示されているわけです。この調査項目の中の課題等になるんだと思うんですけども、きょうの資料の中で加入率、町内会の加入率が公区ごとに示されました。いろんな数字がでてきていて、とても興味深いものがあるんだと思うんです。これだけの大がかりな調査をするのであれば、町内会の加入率は高くすることはやはり、この、まちづくりの根幹になってくることになってくるものだと思うもんだから、どういう年代層がだとか、どういう理由がだとか、どういうことになったかとか、数字だけでなくそういう中身についても調べていただくこと、そのことをお願いしたいと思うんです。なぜ、町内会に結集できない、しようとは思わないのかということについて、調査項目をちゃんと加えていただきたいということをお願いしたいと思うのですが、どうですか。

○委員長（中橋友子） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤勝博） 今の地域コミュニティ、本当に根幹いわゆる町内会、自治活動っていうのは、本当にコミュニティ活動の中の根幹でもあります。どうして、なぜっていうところではですね、今回のこの行政区内の実態調査の中で公区长さんを通じての確認になりますけれども、そこでも触れたいと思うんですが、このあとにですね、町民アンケートをこの資料の中でいうと中段の検討組織の中の（3）の令和2年度の中で、いわゆる町民アンケートですとか、あるいは令和3年のワークショップですとか、こういったところで、いわゆる町内会、こういった加入率の低下がしている、そういったことをどうやって改善していける手法があるのかっていうところでは、特化してですね、特にワークショップなどの中で一つのテーマとしてみんなで考えていきたいという

ふうに考えております。町民アンケートの中でも当然、地域コミュニティを少しでも向上、活性化していくためにどういった手法、どういった手段があるのか含めてですね、そういった場でも聞き取りを含めて、意見をぜひ聞きたいという思いでもございますので、そういった場面で把握をしていきたいと思っております。

○委員長（中橋友子） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 了解はしました。一つだけ再度確認。町民アンケートを実施すると。この規模はどの程度の対象者を規模に予定しているか。全町民を予定しているのか。全町民ということになるのでしょうか。

○委員長（中橋友子） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤勝博） まだちょっと案の段階ですけれども、担当としては 2,000 人を対象に抽出でですね、2,000 人を対象にというふうに考えております。そういった中でやっぱり関心、当然持っていただける方もあるかと思っておりますので、そういった中でワークショップの方にもぜひ参加したいとかそういった意向もあればそういったところでワークショップにもつなげてというふうには、今、担当としては考えておりますけれども、まだ具体的にそれが答えではないということもご理解いただきたいと思います。

○委員長（中橋友子） 基本的な考え方としてお示しいただいたということです。よろしいですか。

○委員（谷口和弥） よいです。

○委員長（中橋友子） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（中橋友子） ないようですので、この 2 番の検討スケジュールについては終了してよろしいでしょうか。

（よいの声あり）

○委員長（中橋友子） それでは、以上、理事者からの説明をいただきました。ありがとうございました。

それでは 3 番のその他に入らせていただきます。こちらからの提案は特別ないのですが、皆さんからご意見ございますか。

（なしの声あり）

○委員長（中橋友子） それでは、きょうの案件につきましては、以上で終了させていただきます。

（閉会 11:09）